

第7期 第5回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日 時：令和7年11月27日（木）午後6時30分～

開催方法：ハイブリット開催

（横浜市庁舎18階みなど1・2・3会議室）

次 第

1 こども青少年局長あいさつ

2 部会からの報告

3 報告事項

（1）「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について

4 その他

=====

資料1 第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿

資料2 第7期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 部会報告 子育て部会

資料5 部会報告 保育・教育部会

資料6 部会報告 放課後部会

資料7 部会報告 青少年部会

資料8 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について

第7期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	青山 鉄兵 あおやま てっぺい	文教大学人間科学部 准教授
2	○ 明石 要一 あかし よういち	千葉大学 名誉教授千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	石井 章仁 いしい あきひと	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	上岡 朋子 うえおか ともこ	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
5	大庭 良治 おおば りょうじ	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
6	◎ 大日向 雅美 おおひなた まさみ	恵泉女子大学園大学 学長
7	金井 宏之 かない ひろゆき	市民委員
8	上澤 智子 かみさわ ともこ	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
9	柴田 康光 しばた やすみつ	横浜地域連合 副議長
10	清水 純也 しみず じゅんや	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
11	高杉 陽子 たかすぎ ようこ	横浜市PTA連絡協議会 副会長
12	田中 健 たなか けん	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
13	津富 宏 つとみ ひろし	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
14	丹羽 由貴 にわ ゆき	市民委員
15	萩原 建次郎 はぎわら けんじろう	駒澤大学総合教育研究部 教授
16	辺見 伸一 へんみ しんいち	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
17	堀 聰子 ほり さとこ	東京福祉大学留学生教育センター 専任講師
18	松井 陽子 まつい ようこ	横浜商工会議所 女性会 副会長
19	三浦 尚美 みうら なおみ	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
20	水谷 隆史 みずたに たかし	一般社団法人横浜市医師会 常任理事

第7期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎:部会長 ○:職務代理者

(敬称略・50音順)

部会		氏名	所属・役職等
子育て 部会	委員	うえおか ともこ 上岡 朋子	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
		かみさわ ともこ 上澤 智子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
		しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
		たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
		にわ ゆき 丹羽 由貴	市民委員
		ほり さとこ ◎ 堀 聰子	東京福祉大学留学生教育センター 専任講師
		まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
		みずたに たかし ○ 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
保育・教育 部会	委員	いしい あきひと ◎ 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
		たかすぎ ようこ※ 高杉 陽子※	横浜市PTA連絡協議会 副会長
	臨時 委員	いなだ りょうた 稻田 遼太	一般社団法人ラシク045
		おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		さいた ひろし 斎田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
		やませ のりこ ○ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授

部会		氏名	所属・役職等
放課後 部会	委員	○ 青山 鉄兵 あおやま てつpei	文教大学人間科学部 准教授
		○ 明石 要一 あかし よういち	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
		かない ひろゆき 金井 宏之	市民委員
		へんみ しんいち 辺見 伸一※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		みうら なおみ 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
	臨時 委員	かねふじ ふゆ子 金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部 教授
		すずき ゆうこ 鈴木 裕子	国士館大学文学部 教授
		まつばやし みづこ 松林 美津子	横浜市PTA連絡協議会 書記
		ふじさき けんじ 藤崎 健児	横浜市小学校校長会 副会長
		まつもと ゆたか 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		みやなが ちえこ 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
青少年 部会	委員	たかすぎ ようこ 高杉 陽子※	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		○ つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
		○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
		へんみ しんいち 辺見 伸一※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時 委員	しまだ のりたか 島田 徳隆	NPO法人アンガージュマン・よこすか 理事長
		ひらもり よしのり 平森 義教	横浜市立中学校長会 生徒指導部会 副部長
		みわ のりえ 三輪 律江	横浜市立大学院都市社会文化研究科 教授
		やお さとし 矢尾 覚史	神奈川県弁護士会所属弁護士
		やなだ りえこ 梁田 理恵子	横浜市民生委員児童委員協議会 副会長
		よこた たかゆき 横田 孝行	横浜市立高等学校長会 庶務
		よこやま けいこ 横山 恵子	横浜創英大学看護学部看護学科 教授

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福嶋 誠也
部長	総務部長	白井 正和
	こども青少年局医務担当部長	岩田 真美
	総務部担当部長	永松 弘至
	青少年部長	田口 香苗
	保育・教育部長	渡辺 将
	保育・教育部保育対策等担当部長	飯田 学
	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
	中央児童相談所長	深海 淳一郎
課長	青少年育成課長	森脇 美也子
	青少年相談センター所長	山崎 三七子
	放課後児童育成課長	河原 大
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	谷口 なおみ
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育給付課長	槇村 瑞光
	保育・教育認定課長	長田 和彦
	保育対策課担当課長	須山 次郎
	こども施設整備課長	野澤 裕美
	こども家庭課長	藤浪 博子
	地域子育て支援課長	五十川 聰
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
	地域子育て支援課医務担当課長	小川 幸
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真館 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	川尻 基晴
	中央児童相談所支援課担当課長	岡部 篤志

事務担当

企画調整課長	原 弘 岳
企画調整課担当係長	後藤 佑介

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他の市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則（平成26年9月条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号 (局長決裁)
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関するこ（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関するこ（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関するこ（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関するこ（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関するこ（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関するこ（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関するこ（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事項（条例第2条第1項第3号関係）
 - (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事項（条例第2条第1項第3号関係）
 - (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事項（条例第2条第1項第3号関係）

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

（了承）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(季任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども・子育て会議部会報告書

【子育て部会】

(期間) 令和7年8月1日～令和7年11月5日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和7年11月5日 18:00～19:00	I 報告事項 (I) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について

2. 主な報告事項

第2回	
報告事項	(I) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について
報告内容	事務局から点検・評価方法にかかる変更案の説明があり、内容について報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法について、施設側の満足度のみをはかることにならないよう、保護者や利用するこどもの満足度も調査できるようなアンケートにする等、保護者、こどもの視点も含めた評価方法になるように工夫してほしい。 巡回訪問の「訪問数」についても、1クラス = 1回という計数になっているが、1回で複数クラスを訪問している場合もある。訪問の対象範囲（クラス数）も記録・評価に含める等、実態に即した評価方法になるよう工夫してほしい。 目標値設定（例えば63%を70%へ引き上げます。等）について、値の設定根拠が不明瞭と感じる。根拠やプロセスを明確化してほしい。

2. 主な報告事項

第2回	
報告事項	(1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について
報告内容	事務局から点検・評価方法にかかる変更案の説明があり、内容について報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・青少年向けの地域活動拠点や相談室等の利用者数が不明なため、母数（利用者数）を併記すると割合が明確化される。・アンケートで「将来の目標」を聞く項目があるが、この指標を上げるための具体的な施策が不明と感じる。またその指標を上げていく方法が難しいと感じる。・新たな有効性の評価方法について、「○」以外で「空白」・「※（評価不能）」という項目が発生すると思うが、「空白」・「※」だからといって有効性がない事業と誤認されないよう、また結果的に次回以降に評価項目から除外されることがないよう、評価不能になる理由を明確に記載したほうが良い。

2. 主な報告事項

第2回	
報告事項	(1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価について
報告内容	事務局から点検・評価方法にかかる変更案の説明があり、内容について報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・プラス評価になった項目がある一方、マイナス評価が多く出てしまった場合や、空白の項目が多く出た場合、プランの評価全体の信頼性に影響が出ることが想定される。・インタビュー、追跡調査方法について、選定方法や回答人数、回答率などを具体的に明示し、客観性を担保しないと信頼性に影響が出ることが懸念される。・第3期で確定した各指標について、漠然としすぎている指標があることは否めない。そういう指標も含め、全体の目標値を上に上げていくということを目的としていると認識する。

子ども・子育て会議部会報告書

【保育・教育部会】

(期間) 令和7年8月1日～令和7年11月5日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第5回	令和7年9月8日 18:00～20:00	<p>1 審議事項</p> <p>(1)令和9年4月に向けた受入枠確保の考え方について (2)私立幼稚園等預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の新規認定について (3)幼稚園からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について (4)保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1)本市における不適切保育等に関する相談の実績等について</p>
第6回	令和7年10月31日 18:00～20:00	<p>1 報告事項</p> <p>(1)こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価方法について</p>

2. 主な報告事項

第5回	
審議事項	(1)令和9年4月に向けた受入枠確保の考え方について
報告内容	事務局案について承認した。
主な意見	特になし。
審議事項	(2)私立幼稚園等預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の新規認定について
報告内容	付議された10件を事業者として認定することを承認した。
主な意見	申請園が増加しているため、次年度は予算を増やして欲しい。（2歳児）
審議事項	(3)幼稚園からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
報告内容	付議された1件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし
審議事項	(4)保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
報告内容	付議された1件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(1)本市における不適切保育等に関する相談の実績等について
報告内容	本市における不適切保育等に関する相談の実績等について、報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士からの通報も一定数あるのは現場の保育士もより良い保育のためにという意識が浸透しているから。 ・件数等の公表に関して整理してほしい。

【添付資料】第7期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会の審議結果

第6回	
報告事項	(1)こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価方法について
報告内容	こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検・評価方法について、報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実績欄について、各年度ごとに昨年度の評価等も記載することで伸び具合が比較できると考える。 ・備考欄について、進捗状況に関する説明と有効性に関する説明を分けて記載したほうがわかりやすくなるのではないか。

第7期横浜市子ども・子育て会議 第5回保育・教育部会の審議結果

令和7年9月8日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 令和9年4月に向けた受入枠確保の考え方について

審議の結果、事務案について承認した。

(2) 私立幼稚園等預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の新規認定について

審議の結果、付議された10件を事業者として認定することを承認した。

私立幼稚園等預かり保育事業

順位	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	中区	本牧めぐみ幼稚園	宗教法人日本基督教団 本牧めぐみ教会	18	令和8年4月1日
2	港南区	安部幼稚園	学校法人 安部幼稚園	20	令和8年1月5日
3	保土ヶ谷区	上星川幼稚園	学校法人 上星川学院	30	令和8年4月1日
4	港北区	長福寺幼稚園	宗教法人 長福寺	21	令和8年4月1日
5	港北区	長福寺第二幼稚園	宗教法人 長福寺	23	令和8年4月1日

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

順位	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	鶴見区	橘幼稚園	学校法人橘学苑	12	令和8年4月1日
2	保土ヶ谷区	セント・メリー幼稚園	学校法人星和学園	8	令和8年4月1日
3	金沢区	京急幼稚園	学校法人京急学園	8	令和8年4月1日
4	金沢区	フレンド幼稚園	学校法人江南学園	7	令和8年4月1日
5	青葉区	もえぎ野幼稚園	学校法人高橋学園	7	令和8年4月1日

(3) 幼稚園からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

審議の結果、付議された1件を認可対象とすることを承認した。

順位	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	青葉	幼保連携型認定こども園 美しの森幼稚園	(学) 石渡学園	165	R9.4.1

(4) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

審議の結果、付議された1件を認可対象とすることを承認した。

順位	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	南	幼保連携型認定こども園 睦町保育園	(福) 乳児保護協会	104	R8.4.1

子ども・子育て会議部会報告書

【放課後部会】

(期間) 令和7年8月1日～令和7年11月5日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第3回	令和7年10月29日 18:30～20:15	<p>I 報告事項</p> <p>(1)こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検評価方法について</p> <p>(2)横浜市放課後児童施策の質の向上に関する検討について</p> <p>(ア)放課後キッズクラブわくわく【区分I】のあり方検討</p> <p>(イ)放課後キッズクラブ運営方針・運営計画の策定</p> <p>(3)放課後キッズクラブ選定手法の見直しについて</p>

2. 主な報告事項

第3回	
報告事項	(1)こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの点検評価方法について
報告内容	令和8年度から実施する「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について、報告を受けた。
主な意見	・これまでの主な取組や今後の取組の欄がしっかりとリンクして記載されるようにして欲しい。
報告事項	(2)横浜市放課後児童施策の質の向上に関する検討について
報告内容	(ア)放課後キッズクラブわくわく【区分I】のあり方検討
主な意見	これまでの検討会での課題等を踏まえて、令和8年度以降の夏の対応について検討した内容を報告。

2. 主な報告事項

第3回	
報告事項	(2)横浜市放課後児童施策の質の向上に関する検討について (イ)放課後キッズクラブ運営方針・運営計画の策定
報告内容	放課後キッズクラブ運営法人の選定期間中の運営状況を客観的に検証するため、各クラブごとに運営方針・計画を策定し、質の向上に取り組みます。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">PDCAサイクルを踏まえ、質の向上につながる取組で良い取組現場の負担はなるべく少なくなるよう考慮した上で実施して欲しい。
報告事項	(3)放課後キッズクラブ選定手法の見直しについて
報告内容	放課後キッズクラブの運営法人の選定について、広く様々な法人が参加できるよう、令和9年度より全て公募により選定する方法に見直します。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">質の向上や公平性の観点から良い見直しだと思う。新しい事業者が参入してきた場合でも、保護者や学校、地域の意見を反映し、質の向上につなげてもらいたい。

子ども・子育て会議部会報告書

【青少年部会】

(期間) 令和7年8月1日～令和7年11月5日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和7年10月30日 13:00～14:00	報告事項 「子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法について

2. 主な報告事項

第2回	
報告事項	「子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法について
報告内容	「子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法について、報告を受けた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 「○」か否かの二択評価では、従来のSABC評価と同様に、評価者によって基準が異なる可能性があるため、評価基準の明確化が求められる。 「○」が付されていない事業については、改善点や課題を「備考欄」に記載することで、委員による議論の活性化が期待される。 「備考欄」は任意記載ではなく、原則として記載を必須とする運用が望ましい。 区ごとの事業の進捗状況や課題の違いに配慮し、それらを評価に反映させる必要がある。

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について

令和8年度から実施する「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（以下「わくわくプラン」という。）の点検・評価について、子ども・子育て会議の意見等も踏まえ、以下のとおり案を作成しましたので報告します。

1 重点テーマの点検・評価方法【新設】

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における各施策の指標に関する点検・評価と同様、進捗率の評価を行います。また、重点テーマで掲げた計画期間中の「方向性」に関して、当該年度に実施した「主な取組」と次年度以降に取り組む「今後の取組」を記載します。

2 各施策の指標、主な事業・取組に関する点検・評価方法【見直し】

有効性の評価方法等を見直すとともに、備考欄の記載方法を見直します。（下記表の赤枠部分）

	想定事業量	評価基準		備考	その他
		進捗状況	有効性		
事業	計画期間当初実績及び最終年想定	4段階（S～C）	4段階（S～C）	自由記載	予算額、所管

（1）有効性について

ア 現行の評価方法・課題と変更案

現行	(評価方法)	
	利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上に <u>どの程度貢献したか</u> を4段階（S A B C）で評価	
	S	市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
	A	市民生活等を向上させることができた
	B	市民生活等を向上させることができたとは言えない
	C	市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い
	(課題)	
	<ul style="list-style-type: none"> 「市民生活等を向上させることができた」と「利用者、実施事業者からの評価も高い」など基準が明確でないため、評価の傾向にばらつきがある（所管や年度別で見ても大きく変わることがある） 評価がS及びAに集中している 	

【子ども・子育て会議での主な意見】

↓ ↓

昨年度Sだったものが一律でAに変わっている。全体のバランスを見て今回見直ししたことだが、第三期に向けてはわかりやすい指標の設定をお願いしたい。

変更案	次の（イ）の基準に基づき、特に有効性が高いと判断した事業に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を測れていない場合は「※」をつける。
-----	---

イ 有効性の評価基準

	評価基準	評価方法	例
①	課題解決への貢献度	・各種調査 ・関係機関の意見聴取 ・前後比較 等	・地域の孤立、貧困、育児不安など、当初の社会課題に対して改善が見られたか 等
②	利用者・対象者の行動変容	・アンケート ・インタビュー ・追跡調査 等	・保育サービスの利用により就労が継続できた ・支援を受けたことで必要な医療・福祉サービスに自らアクセスするようになった ・産後の母親がセルフケアを意識し育児に前向きになった 等
③	対象者の満足度・納得度	・満足度調査 ・自由記述の分析 等	・サービスの質、対応の丁寧さ、情報の分かりやすさ 等

ウ 留意事項

事業所管課の主観的評価だけではなく、アンケート・インタビュー・調査等により確認した客観的評価も踏まえ有効性を判断することとします。客観的な評価を実施できていない（もしくは、評価することがなじまない）ものについては、原則「※」を付けることとします。

(2) 各部会からの意見を踏まえた修正について

修正点	修正前	修正後
備考欄	以下の2点について、 <u>理由の記載を必須とする。</u> ・進捗状況が予定より遅れている事業（B及びC評価） ・有効性の評価に「○」及び「※」をついた事業	・ <u>全ての事業の評価理由の記載を必須とし、「備考」を「評価理由」とする。</u> ・ <u>進捗状況と有効性に関する記載欄を分ける。</u>
様式	(従前のとおり)	進捗状況及び有効性の評価について、年度間での比較がしやすいよう変更する。 ※別紙のとおり

【子ども・子育て会議での主な意見】

○備考欄について

- ・備考欄に入っているところと入っていないところがある。進捗が問題ない事業はまだしも、BやC評価の部分については理由を記載しておくべきではないか。

- ・「○」がついていない理由の方が、委員としては把握しておきたいのではないか。アンケートなどを実施した上で、特に有効性が高いと判断できなかったものに対して、議論をしていきたい。
- ・「○」がついていない事業については、有効性があるものとマイナス評価のものがあるのでないか。理由の記載がないと、その内容がわからない。
- ・進捗状況と有効性の記載が一緒になっており、どちらについての記述かわかりにくい。様式の工夫が必要ではないか。

○様式について

- ・評価について、単年度のみの記載ではなく比較できるように様式を工夫してほしい。

こども、みんなが主役！ よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

＜主な事業・取組＞

単位：千円

No.	事業・取組名	想定事業量	実績 ※各年度の年度末時点							R7年度		備考 ※以下の事業については記載必須 ・進捗状況が「B」もしくは「C」 ・有効性が「○」もしくは「※」	R7年度 予算額	所管課
			直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	進捗 状況	有効性			
1	○○指導事業	○○指導事業参加者延べ人数	○○○○人/年	○○○○人/年	○○○○人/年					S	※			○○課
2	○○・○○相談事業	○○・○○専門相談件数	○○○○件/年	○○○○件/年	○○○○件/年					A	○			○○課
3	○○支援	－	実施	推進	実施					B				○○局○○課
4	○○・○○支援事業	○○・○○相談件数	○○○○件/年	○○○○件/年	○○○○件/年					C	※			○○課



こども、みんなが主役！ よこはまわくわくプランの 点検・評価について <令和7年度分>

＜主な事業・取組＞

単位：千円

No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	R11年度	上段：実績（※各年度の年度末時点） 下段（左）：進捗状況評価（右）：有効性評価					評価理由	R7年度	所管課	
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		予算額		
1	○○指導事業	○○指導事業参加者延べ人数	○○○○人/年	○○○○人/年	○○○○人/年					【進捗状況】			○○課
					S	※				【有効性】			
2	○○・○○相談事業	○○・○○専門相談件数	○○○○件/年	○○○○件/年	○○○○件/年					【進捗状況】			○○課
					A	○				【有効性】			
3	○○支援	－	実施	推進	実施					【進捗状況】			○○局○○課
					B					【有効性】			
4	○○・○○支援事業	○○・○○相談件数	○○○○件/年	○○○○件/年	○○○○件/年					【進捗状況】			○○課
					C	※				【有効性】			

